

道からの報告の求めに応じなかった事業者

平成 28 年 3 月 15 日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して不用品回収や清掃、消臭等の役務を提供している事業者が、北海道消費生活条例第 50 条第 1 項の規定に基づく報告の求めに応じなかったことから、その氏名等を公表します。

1 経緯

道では、不用品回収や清掃、消臭等の役務提供事業者である「札幌マルフジ こと 安藤直久」（以下「事業者」という。）に対して、北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号。以下「条例」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 2 日付けで同月 16 日を期限として報告を求めたところでした。

しかし、事業者から期限までに報告がなかったため、条例第 51 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 23 日付けで事業者に対して弁明の機会を与えましたが、事業者から弁明書の提出はありませんでした。

以上のことから、事業者が報告をしなかった旨のほか、事業者の概要、報告を求めた事項及び消費者苦情相談の概要を公表します。

2 公表する根拠

条例第 51 条第 1 項

3 事業者の概要

- 名称：「札幌マルフジ こと 安藤直久」
上記の他、事業者は「札幌マルフジ特殊清掃」「札幌吉番屋」「帯広エコマル」「札幌並び隊」など複数の名称を使用して営業をしているとみられます。
- 所在地：札幌市豊平区月寒東 5 条 9 丁目 1 - 16
- 業態：不用品回収、清掃、消臭等のいわゆる便利屋

4 報告を求めた事項

- 事業者の概要（名称、所在地、役員・従業員の状況）
- 事業の概要（役務の種類・内容等）
- 契約実績（契約年月日、契約の相手方、契約内容等）
- 債務の履行拒否又は不当遅延の理由等

5 消費者苦情相談の概要

事業者は、自宅の不用品回収及び清掃を依頼した消費者から役務の対価を前払いで受領したが、消費者と取り決めた日に作業に来なかった。消費者が事業者に連絡を取り、再度別な日を取り決めたが、その日も事業者は作業に来なかった。消費者が事業者に解約を申し入れ、事業者は解約に応じ受領済の役務の対価を返金することに合意したが、期日までに返金をせず、消費者が何度申し入れをしても「返す。」と言うのみでいつまでも事業者は返金しない、という相談がある。

お問い合わせ先
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（7） 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

（8） 消費者が正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を行うことを妨げ、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとするものに弁明の機会を与えなければならない。